

適性診断機器管理・運用要領

平成24年 4月 1日制定
平成26年3月6日一部改正
平成29年4月17日一部改正
公益社団法人熊本県トラック協会

(目的)

第1条 この要領は、公益社団法人熊本県トラック協会(以下「協会本部」という。)が、平成24年度より適性診断(一般診断)の会員事業者受診のため、協会本部にて適性診断機器(以下「機器」という。)を導入、各支部へ貸出し、会員事業者の適正な利用促進を図るため、必要な事項について定めるものとする。

(利用の範囲)

第2条 支部においては、所属の支部に属する会員事業者に限り、協会本部においては、支部未加入の会員事業者に貸出を行う。

2 支部所属の事業者において、支部にて貸出が困難な場合、また、特別な理由がある場合には、協会本部にて貸出を行う。

(貸出方法)

第3条 利用者は、利用申請を行う場合、別添様式1の「適性診断機器貸出申込書」に必要事項を記入の上、貸出を行う支部又は協会本部(以下「貸出者」という。)に提出しなければならない。

2 貸出者は、別添様式2の「適性診断機器貸出簿」へ記録のうえ、機器の貸出を行う。なお、その際には、機器の使用方法等、別添様式3「機器取扱要領」を説明のうえ対応すること。

3 貸出期間は、原則として最長1ヵ月の範囲とし、貸出者の実情に応じて判断するものとする。

4 利用者は、その利用を取消又は変更(延長等)しようとする際は、速やかに貸出者に申し出たうえで、貸出者の指示に従わなければならない。また、貸出者は貸出状況等を考慮し対応することとする。

5 貸出費用は、無料とする。

(返却)

第4条 利用者は、別添様式1の「適性診断機器貸出申込書」に記載してある利

用期間を終了したときは、直ちに貸出者に返却（延長する場合を除く。）しなければならない。

- 貸出者は、返却があった場合には、機器の不具合等の有無及び受診者数について確認を行い、別添様式2の「適性診断機器貸出簿」へ返却日、受診者数の記録を行う。

（機器の保全）

第5条 機器は、貸出者の事務所等にて保管し、機器の取り扱いについては、別添様式3の「機器取扱要領」を参照のうえ、機器の破損等のないよう保全に努めること。

- 利用者は、機器に損壊等があった場合には、速やかに協会に申し出たうえで、別添様式4の「適性診断機器の損壊等に係る状況報告書」を貸出者に提出し、状況の確認を行うこととする。同時に、早急に協会本部に報告を行うこととする。
- 利用者の故意又は、重大な過失による損壊等があった場合には、その費用の全額を利用者が負担するものとする。

（年次保守）

第6条 年1回の保守業者による機器の点検については、点検業者（メーカー）による支部及び協会本部巡回のうえ保守対応を行う。

（利用状況報告）

第7条 利用状況報告について、支部は別添様式5「適性診断機器利用状況報告書」及び別添様式2「適性診断機器貸出簿」を併せて、年度毎上半期（4月～9月）分を10月10日まで、下半期（10月～3月）分を4月10日までに協会本部に提出することとする。

（その他）

第8条 本書、管理・運用要領に定めのない事項については、別途、協議のうえ対応を行う。

（附則）

第1条 この要領は、平成29年4月17日より適用する。